

1. はじめに

国際労働機関(International Labor Organization: ILO)は、「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」という憲章原則の上に設立され、政労使が同じテーブルにつく協議課程で労働者にとって望ましい雇用条件と生活環境をつくることを目的としている。その ILO において、2011 年に旧来労働概念の外に置かれていた「家事労働 (Domestic Work)」を包括し、労働者として認める C189 が採択された。これによって、それまで暴力や人身取引の温床になっていた家事労働者の権利が認められることになり、国内家事労働者の多い国 (ラテンアメリカ・カリブ海諸国)、家事労働者の送り出し国 (フィリピン)、積極的受入れをする国 (イタリア、ドイツ、スイス) はこの条約を批准している。

また、条約批准に至っていない国においても労働組合を組織する動きや家事労働者を支援する団体の組織化が始まっている。アメリカのように家事労働者同盟 (The National Domestic Workers Alliance : NDWA) が国内 53 の家事労働者組織と連携し家事労働者の権利と保障の拡充を図っている国もあり、州レベルではハワイ州 (2013 年 7 月 1 日施行)、カリフォルニア州 (2013 年 9 月 26 日法案可決、2014 年 1 月 1 日施行)、マサチューセッツ州 (2014 年 7 月 2 日法案可決、2015 年 4 月 1 日施行)、ニューヨーク州 (2014 年 10 月 19 日施行)、オレゴン州 (2015 年 6 月 18 日法案可決)、コネチカット州 (2015 年 7 月法案可決)、イリノイ州 (2016 年 5 月 11 日法案可決) というように、ILO の条約批准ではないが、家事労働者の労働者としての権利と保護が拡充してきている。

一方、アジアの少子化と高齢化社会として共通の人口構成をもつ日本、台湾、韓国は、儒教的家父長制といった慣習、日本の場合の高度経済成長期における「専業主婦」の拡張現象もあり、女性の家事労働負担は高く、家事労働は市場における賃金で測られる価値、また人間の生にとって欠かせない労働であるというサブシステムに対する社会的意義を認めているとは言いがたい。そして、中産階級の女性が生産労働市場で就労するにあたり、家事労働が国内で労働としての保障と保護を受けないまま、移住家事労働者と依存する傾向が出始めている。

本研究では、ILO-C189 条約の定義を確認したのち、現段階での韓国、台湾で移住家事労働者の現状を先行研究等から概要をまとめ、最後に日本の国家経済特区で導入される「家事支援人材」の仕組みの危うさについて検討したい。現地調査が不十分なため、仮説の域をでない論であるが、現状の一側面の確認は急速な社会の変化において重要な論点をもつと考える。

2. ILO 家事労働者条約と家事労働の定義

2011 年 6 月 16 日 ILO の 100 回総会において採択された「家事労働者の適切な仕事に関する条約 (Convention concerning decent work for domestic workers)」(2013 年 9 月 5 日発効)、通称 ILO-C189「家事労働者条約 (Domestic Workers Convention)」は全 27 条からなり、同名の補足的勧告 (第 201 号) 26 項目 が同時に採択されている。その前文は、

国際的に家事労働が労働として位置づけられず、そのために労働者として当然の権利である休みや賃金が保証させず、児童労働、人身取引や搾取の被害の対象になっていることを示している。長文ではあるが、その前文を ILO の日本支部訳を引用しておきたい。

家族的責任を有する男女労働者の賃金労働の機会の増加並びに高齢者及び障害者の介護並びに児童の保育の増大の見通し並びに国内及び国家間における多額の所得の移転を含む世界経済に対する家事労働者の重要な貢献を認識し、
家事労働が、依然として過小評価され、及び軽視されていること並びに主として女子によって行われており、これらの女子の多くが雇用条件及び労働条件についての差別及び他の人権侵害について特に被害を受けやすい移民又は不利な立場にある地域社会の構成員であることを考慮し、
また、歴史的に正式な雇用の機会が不足している発展途上国において、家事労働者が、国内の労働人口の相当な部分を構成し、及び引き続き最も疎外されていることを考慮し、
国際労働条約及び国際労働勧告が、別段の定めがない限り、家事労働者を含む全ての労働者について適用されることを想起し、

(中略)

家事労働者がその権利を十分に享受することができるようにするため家事労働者についての特別の基準により一般的な基準を補完することが望ましい家事労働が行われる特別な状況を認識し、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、特に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書、児童の権利に関する条約、全ての移民労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約等の他の関連する国際文書を想起し、

(中略)

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、次の条約（引用に際しては、2011 年の家事労働者条約と称することができる。）を 2011 年 6 月 16 日に採択する。

(ILO 家事労働者の適切な仕事に関する条約 (第 189 号))

家事労働が国内および国家間において多額の所得移転を起こしている世界経済に影響を与えている労働であることは国際的に認められており、それにもかかわらず家事労働が過小評価、軽視されている現状は、その労働に従事する家事労働者を人身売買や搾取といった危険な状況においていること、その危険から守るためにもまず労働として認め、労働者としての権利を認めるべきという観点から採択されたと分かる¹⁾。

そして、条約の第 1 条の定義によれば、家事労働を「世帯（家庭）において又は世帯（家

庭) のために行われる労働」²とし、家事労働者を「雇用関係の下において家事労働に従事する者」、「随時又は散発的にのみ家事労働を行う者及び職業としてではなく家事労働を行う者は、家事労働者でない」と規定している。すなわち、ここでの家事労働は、雇用関係において行われる炊事、洗濯、掃除、買い物等の世帯の生活を維持するために必要な活動と子育て・介護などのケア労働、場合によっては家庭教師なども含まれ、家事労働者の使用者として個人家庭だけでなく事業所または企業も想定されていると考えられる。

そして、この条約において、家事労働者が労働者として認められた主要な権利と保証は以下のようなものである。

①基本的な権利と原則 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業についての差別の撤廃(第3条の2)。②加盟国は、公正な雇用条件及び適切な労働条件並びに住み込み労働者のためにはプライバシーを尊重する人並みの生活条件が享受できるよう確保する(第6条)。③加盟国が、家事労働者に対して適切かつ検証可能な及び容易に理解することができる方法による、渡航前(第8条)の雇用条件の通知(第7条)。④民間職業仲介事業所の募集/紹介の場合、当該事業所の運営を規律する条件の決定、苦情並びに不当な取り扱い・詐欺の苦情を訴える調査する適当な制度及び手続の取り決め、違反した場合の制裁措置の規定(第15条)。⑤加盟国は、国内法令に従い、家事労働の特殊な性質に妥当な考慮を払いつつ、労働監督、執行及び制裁のため、措置を策定し、実施する(第17条)。

家事労働者特有の労働環境である第三者の監視がない、逃げ場がない家の中、住み込み(live-in)という自由のない環境や十分な空間があるかさえ保障されていない住環境、24時間365日依頼される仕事あるいは24時間365日依頼してもいいと認識させる使用者意識、搾取、仕事の紹介や斡旋時に起こっているであろう人身売買や詐欺、多重債務など今までの調査などから指摘されていた事項が条文となって表現されている。

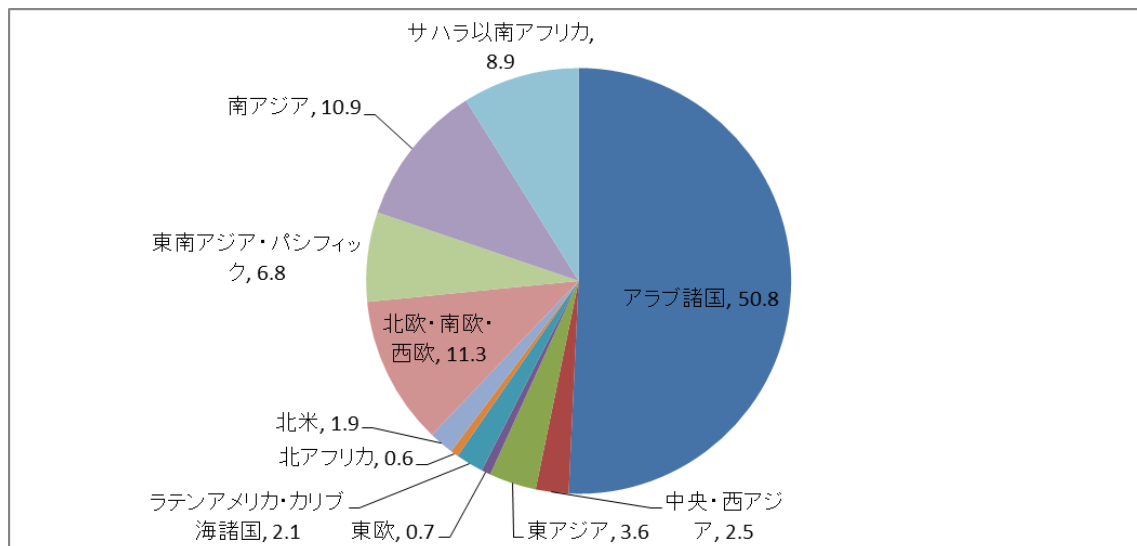
3. ILO 報告書にみる移民家事労働者³

ここでは、ILO の出した *ILO global estimates on migrant workers: Results and methodology Special focus on migrant domestic workers*(2015)および *Domestic workers across the world: Global and regional statistics and the extent of legal protection*(2013)をもとに、世界における家事労働者の現状、そしてアジアの傾向をまとめておきたい。

2013年、世界の移民は約2億3200万人、そのうち移民労働者は1億5千万人強、さらにその中の移民事労働者は1150万人いると推定されている(ILO 2015: xi)。地域ごとの移民労働者では、最も多いのが北アメリカの24.7%、西欧・南欧の23.8%、アラブ諸国⁴11.7%、東欧9.2%、東南アジアの7.8%と続き、東アジアは少ない方で3.6%である(ILO 2015: xii)。移民家事労働者に関しては女性73.4%、男性26.6%と4分の3は女性である(ILO 2015: xiii)。働いている地域は図1、2のように男女差がある。男性はアラブ諸国が圧倒的に多く、半数の50.8%、その次に北欧・南欧・西欧11.3%、南アジア10.9%と続く。女性の場合、東南アジア・パシフィックに24.0%と最も多く、北欧・南欧・西欧も同様に22.1%、アラブ諸国19.0%で4分の3を占めている。東アジアは男性3.6%、女性11.7%となっている。さらに、移民先の国を所得レベルで区分した分布をみると、高所得国が79.2%と多く、高中所得国10.3%、低中所得国6.2%、低所得国4.2%であり⁵、高所得の国の生産性を維持

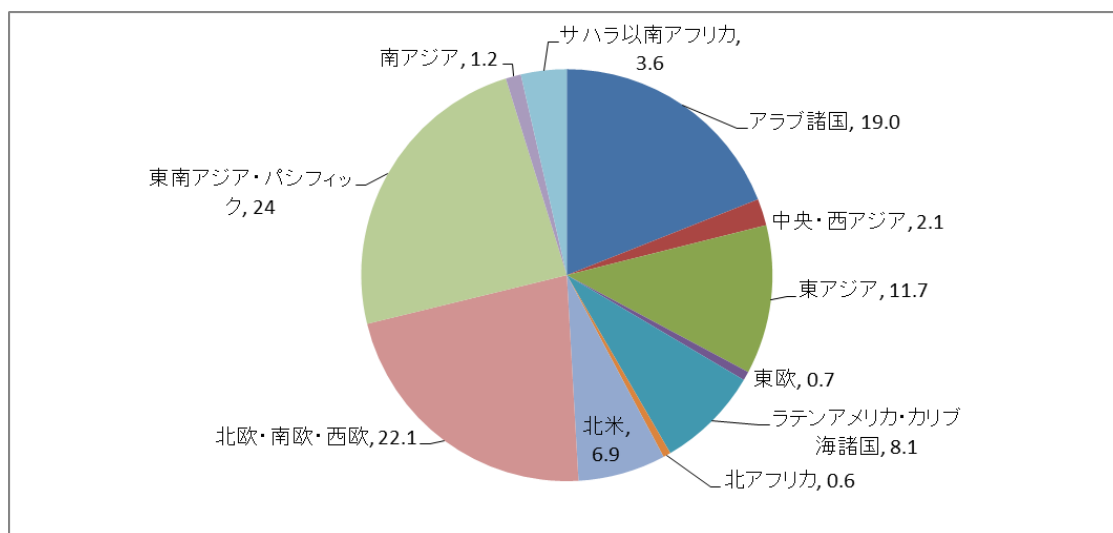
するために再生産労働を担う移民家事労働者の構図が浮かび上がってくる (ILO 2015: xiv)。しかし、ここで提示された値は、移民家事労働者であり、少ないと言われる地域には国内の移民家事労働者が存在し、世界では少なくとも 5260 万人はいるとされる (ILO 2013: 16)。

図 1 就労地域別男性移民家事労働者 (単位%)



出典) ILO 2015 *ILO global estimates on migrant workers*: xiv

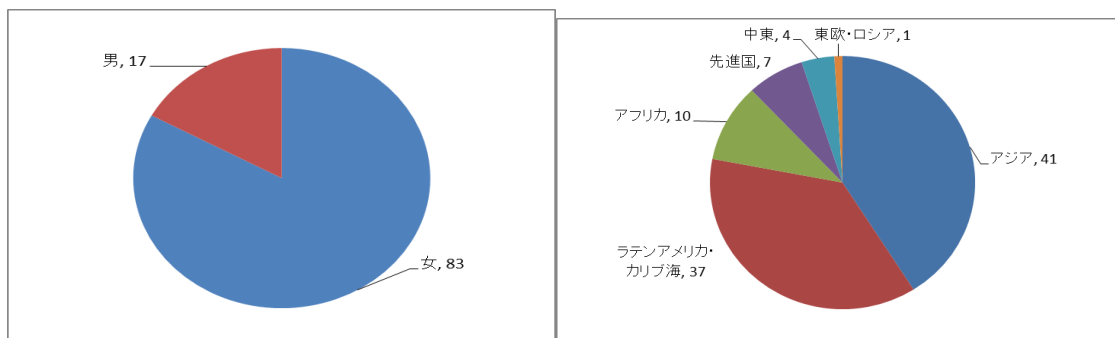
図 2 就労地域別女性移民家事労働者 (単位%)



出典) ILO 2015 *ILO global estimates on migrant workers*: xiv

図 3 から明らかなように、家事労働者の割合はアジア、ラテンアメリカ・カリブ海に多く、移民家事労働者の比率が低いことから、家事労働が、十分な収入や権利の保障の有無は不明だが、国内の生業として一定数存在しているのがアジア諸国、ラテンアメリカ・カリブ海諸国である。

図3 性別・地域別家事労働者の分布（2010年 単位%）



出典) ILO 2013 *Domestic workers across the world*: 21)

そして、表1に示すように、現在ILO家事労働者条約を批准している22カ国中、最も多いのはラテンアメリカ・カリブ海諸国33カ国中13カ国で批准し、すでに執行されている。条約の前文にあげられているような、懸念される危険な状況を労働者側から問題視し、組合運動を展開してきた経緯があるのだろう。次に多いのは北欧・南欧・西欧の移民家事労働者受け入れ国であり、各国の批准に至る背景は異なるものの、2016年4月5日EUのヨーロッパ議会で『EUにおける女性家事労働者・ケア従事者に関する報告書』(REPORT on women domestic workers and carers in the EU(2015/2094(INI)))が提起され、28日に提言に対する合意が得られている。移民家事労働者を受け入れる国においては積極的対応あるいは「存在するのであれば現状にあった対応」としての批准が進んでいるようである。

表1 ILO-C189 家事労働者条約批准国一覧

地域	国	施行年月日
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	Argentina	24-Mar-14
	Bolivia, Plurinational State of	15-Apr-13
	Chile	10-Jun-15
	Colombia	9-May-14
	Costa Rica	20-Jan-14
	Dominican Republic	15-May-15
	Ecuador	18-Dec-13
	Guyana	9-Aug-13
	Nicaragua	10-Jan-13
	Panama	11-Jun-15
	Paraguay	7-May-13
	Uruguay	14-Jun-12
	ヨーロッパ	Belgium
Finland		8-Jan-15
Germany		20-Sep-13
Ireland		28-Aug-14
Italy		22-Jan-13
Portugal		17-Jul-15
Switzerland		12-Nov-14
アジア	Philippines	5-Sep-12
アフリカ	Mauritius	13-Sep-12
	South Africa	20-Jun-13

出典) ILO Ratifications of C189 - Domestic Workers Convention, 2011 (No. 189)

Date of entry into force: 05 Sep 2013

一方、多くの家事労働者が働いているにも関わらず、条約を批准しているのは、家事労働者送り出し国として有名なフィリピンのみであり、中国、インドネシア、ヴェトナム、シンガポール、マレーシア、タイなど家事労働者が働く国や国外に送り出している国は批准していない。

2010年のILO推計（ILO 2013: 28-31）によれば、アジア・パシフィック地域には2150万人の家事労働者が個人世帯に雇われている。そのうちの81.4%が女性であり、全雇用労働人口の3%、女性雇用労働者の7.8%にあたる。海外で就労する家事労働者という視点からは、フィリピン、スリランカ、インドネシアが送出し国であり移民家事労働者の世界シェアの60-80%を占めているという推計もある。もっとも多いインドネシア人の行く先はサウジアラビア、マレーシア、次いでシンガポールである。次にフィリピン人の場合、香港と湾岸諸国といわれる。1995年に63,000人であった年間のフィリピン人移民家事労働者は2010年には96,500人まで増えている。女性の労働者の12%にあたるフィリピンの家事労働者は比較的教育歴が長く、英語が話せるため、賃金が高い傾向がある。インドネシアの場合、240万人の家事労働者中180万人が女性で、女性の労働者人口の4.4%であり、教育をあまり受けていない田舎の女性の仕事となっている。

タイとマレーシアはそれぞれ25万人ほどのアジアにおいて家事労働者を多く雇っている国である。タイは生産労働への労働者人口の移動にともない、家事労働を外国人に頼るようになっており、近隣諸国から非正規で移動してくる人々もいる。2010年には約88,000人の移住家事労働者がおり、その80%はミャンマー人であったと言われる。マレーシアにおいては、約253,000人の家事労働者のうち半数がマレーシア人以外といわれ、おそらくそれはインドネシア人やフィリピン人だと推測されている。1970年代から増加した移民家事労働者は初めは家事労働を行っていたが、次第に農業や工場労働でも雇われるようになったという。2008年、女性移民労働者の37.6%が家事労働、農業に19.1%、工業労働に14.8%が従事しているという。中国とインドは国内の家事労働者も多い国であるが、資料と要因分析が複雑なため、ここでの詳述を避けたい⁶。

このように、アジアは国内の家事労働者もあり、移民家事労働者の受入国でありながら送出し国でもあるにも関わらず、ILOの家事労働者条約に批准しているのはフィリピン1か国であるという現状から、各国の家事労働者の状況について調査することの重要性を確認した⁷。

4. 日中韓の移民家事労働者

日本がフィリピン、インドネシアと経済連携協定を結び、介護福祉士・看護師候補生を受け入れ出してから、日本語で家事、育児、介護等の再生産労働に従事する移民労働者に関する研究が本格的に出始めた⁸と考える。

経済協力開発機構OECDによる移民統計と報告書であるSOPEMI、国連の統計などで世界の移民の半数が女性であることは確認されて久しく、サスキア・サッセンのグローバル経済における「生き残りの女性化（feminization of survivals）」、カースルズとミラーによる「移民の女性化（feminization of migrants）」（2011）など、新国際分業化における女性の労働力化および移民の女性化も特にアメリカの社会科学分野で議論されてきていた。そして伊藤りり・足立真理子『国際移動と＜連鎖するジェンダー＞—再生産領域のグローバ

ル化一』(2008)によって、再生産労働がグローバル化社会において所得移転と資本の蓄積を起こしていることを移住女性の事例研究をもとにして学問的に検討するフェーズに入ったことが明示されたのだ。その後、佐藤誠編『越境するケア労働—日本・アジア・アフリカ』(2010)では世界各地の移民ケア労働者について、落合恵美子・赤枝香奈子『アジア女性と親密性の労働』(2012)ではアジアにおけるケア労働を誰が担っているのか論じている。しかし、これらは、ケア労働と呼ぶように、介護士や看護師の資格や施設労働も含み家事労働による移動や所得移転を論じるに至っていない。一方、アジアの移民家事労働者に焦点あてた上野加代子『国境を越えるアジアの家事労働者—女性たちの生活戦略』(2011)は、インドネシアとフィリピンからの移民家事労働者へのインタビューから構成された当事者の主体性を照射した文献であり、移民家事労働者の実情や多様性を知ることができるが、調査方法論と分析手法において研究書としては距離を置くものである。日本で再生産労働の国際分業が本格的に研究されてから10年に満たない現在、家事労働という生産労働可能にする人間の生においてもっとも基盤となる行為を労働としてとらえ、搾取や人身売買に関する視点から批判的に検討するだけでなく、所得格差と世界的資本の蓄積という今日の構造的不平等の問題を分析するために移住家事労働者研究の意義は大きい。

ここでは、その研究の第一歩として、韓国については既存の論文から、台湾に関しては台湾の統計とヴェトナム・ハノイ⁸での聞き取りから、日本に関しては国家経済戦略特区に関する「外国人家事支援人材」から各国の問題点について提示し、今後の研究の展開を考察したい。

4-1. 韓国

韓国の労働基準法第1条は、常時5名以上の労働者を使用するすべての事業または事業場に適用することで、家事使用人について適用しないと明示し、現行法規定したで家事使用人は、労働基準法の保護を受けられない。しかし、非典型的労働の形態である特殊形態労働従事者に対する法的保護のため労働基準法を適用したり、特別法を制定しようとする動きもある。国民権益委員会は2013年1月2日に「特殊形態労働従事者の権益保護などに関する法律」制定を雇用労働部に勧告し、特殊形態労働従事者の労働基準の設定、権益の救済体系構築および社会保険制度の改善など要求した。2007年時点で国家権益委員会が同一の内容を勧告したことがあり、特殊雇用従事者の増加に伴い、労働と学会から法律上の保護が必要という主張をしている(シン 2013)。

それでは、韓国において移民家事労働者はどれほどの規模存在しているのだろうか。ILO(2013)によれば韓国の家事労働者は150,000人、そのうち女性の家事労働者は145,000人と推計されているが、キム・ヨンスン、チェ・ソンウン、Margarita Estévez-Abe (2014)の論文によれば、その値には疑問の余地がある。韓国の家事労働者の総数を把握するのは困難だという。その理由には、①非公式で雇用契約を結ぶ場合が多い、②大多数が日雇い労働者、時間帯労働者として仕事をする場合が多く、就業の連続性に欠けていることの2点が挙げられる。キム等はILOの家事労働者の定義を採択し、労働基準法上の家事使用人に含まれる3つの形態、家事ヘルパー、保育ヘルパー、そして個人に雇用され病院施設で働く看護師までを含め、労働者の把握を試みている(キム、チェ、Abe 2014: 64)。

2つの公式統計、統計庁「経済活動人口調査」の「産業別就業者調査」と2011年12月

の「経済社会発展労使政委員会の報告書〈ケアサービス労働市場の現況および今後の課題〉」の推計値をあげ、前者では、2012年「家事サービス業従事者」16万人、家事労働者の規模は約29万人弱と2倍の差が出ると指摘する。そしてこの差を、統計庁調査の場合、韓国社会で家事および看病労働者に対する社会的な認識が低く、彼らの大多数が時間制や日当制で仕事をしているため、調査には実際の従事者数より少ない数の労働者が自身を家事労働者として答えた可能性が高いという過少集計の可能性、臨時的・時間制で働くケア労働者が重複的に把握された過大集計の可能性を他の論文から推測している。結局のところ、家事労働者数は、15万人と29万人の間、中間である20万人程度と推算されている。南ヨーロッパやアジアの新興発展国と比較すると人口規模から多くないほうだと結論付ける（キム、チェ、Abe 2014: 64-66）。

さらに、移民家事労働者についても実数をあげるのは困難であると前提しながらも、滞在許可証と市場規模から推計を試みている。

まず、滞在許可から表2のような数を割り出している。

表2 韓国の外国人家事労働者と関連外国人（2012年基準）

国籍	総計	性別	小計	家事補助	外交家事補助	高額家事補助	先端家事補助	専門家事補助	訪問就業	結婚移民
				(F-1-2)	(F-1-21)	(F-1-22)	(F-1-23)	(F-1-24)	(H-2)	(F-6)
総計	1,445,103	全体	1,445,103	604	83	28	1	11	238,765	86,944
		男	797,068	104	18	0	0	0	130,695	13,939
		女	648,035	500	65	28	1	11	108,070	73,005
アジア系	1,227,239	男	671,018	84	13	0	0	0	130,401	10,950
		女	556,221	476	61	28	1	11	107,401	71,782
韓国系中国人	447,877	男	232,561	0	0	0	0	0	124,571	5,896
		女	215,316	1	0	0	0	0	103,226	13,788

注) ※資料：出入国外国人政策本部、「2012年12月統計月報」再構成。<http://www.immigration.go.kr>

出典) キム、チェ、Abe 2014: 67

ここで訪問就業での入国者を関連性がある解釈するのは、家事、看病、育児など広義の家事労働の可能性があるからだ。2007年に改訂された雇用許可制の一部である特例雇用許可制、別名訪問就業制は、中国および旧ソ連邦地域の満25歳以上で一定の条件を備えた同胞に5年間有効な複数査証(H-2)を発給して、査証有効期間内での自由な出入国を許容した。在外同胞が韓国で就業を望む場合、就業教育および求職申請などの手続きを経れば、出入国管理法施行令で定めた単純労務分野の許容業種に就業できるようにしたのである。すなわち、この制度が家事、看病、育児など広義の家事労働にも外国人労働者の就業の道を開いたのだが、サービス業への就業を外国籍同胞らに制限することで、サービス業が韓国語の駆使を必要とするという特性から、韓国の家事労働市場はほとんど訪問就業ビザを持つ外国籍同胞の独占的市場になっているという。そのほかに、フィリピン人家事労働者のように訪問同居ビザ(F-1)で入国する移民家事労働者は、表2のように男女をすべて合わせて700余人程度で規模は小さい。また、結婚移民も家事労働に従事しているが、無賃であることから今回の集計からは外されている（キム、チェ、Abe 2014: 67）。

ここで、さらに家事労働市場に就業できる訪問就業者の規模を推定する作業に進む。ま

出入国外国人政策本部より 2011 年 30 万 3368 人であることを確認したのち、法務部集計の訪問就業制外国国籍同胞の業種別就業開始申告資料で 16 万 6971 人がだされた。外国人労働関係法によって同胞は就業時、法務部と労働部に申告をする規定となっているが、就業申告率はそれほど高くなく、2010 年の申告率は 56.1%にとどまっている。しかし、この場合業種、職場の異動に関してはわからない。そうした制約があるものの、家事労働者に該当するといえる「個人看病人および類似サービス業界」および「世帯内雇用活動」に就業した同胞は、全部で 8439 人であり、このうち女性労働者は 8030 人、申告者のうち約 5%が家事労働者といえ、2010 年に約 1 万 5000 人の訪問就業家事労働者が存在したと推定できる（キム、チェ、Abe 2014: 68-69）。

このほかに、2011 年 8~12 月の間の雇用労働部における、韓国労使関係学会とコリアリサーチが行った「外国人人材労働実態および需要調査」から別の推計が提示される。「2011 年非専門就業（E-9）と訪問就業（H-2）資格の外国人労働者を雇用している事業体は、全部で 8 万 7944 か所（2011 年 7 月）で、彼らが雇用した外国人労働者の総数は 27 万 4302 人だった。このうち、この研究の定義上、家事労働者の範疇に入る「個人看病人」は、2421 人、「世帯内雇用」は 8019 人と集計されており、二つを合わせると約 1 万余人の家事労働者が存在したといえる」（キム、チェ、Abe 2014: 69-70）。

これら 2 つの推計値は過少推定された可能性もある一方で、イ・ヘギョン（2012）『朝鮮族および外国人女性育児ヘルパーなどケア勤労者利用実態および管理方案』（女性家族部・韓国女性政策研究院）の研究をひいて、「訪問就業ビザで入ってくる朝鮮族女性の場合、家事ヘルパー、看病人、食堂労働者などサービス業種内でさまざまな職業を『行ったりきたりする』傾向があることを指摘し、これを勘案して食堂労働者の半分程度を『ケア労働者』（この研究で「家事労働者」）に含め、彼らの数字を推定している。このように、食堂労働者の半分をケア労働者と見る場合、ケア労働者の推定値（申告した家事ヘルパー、看病人、食堂労働者の半分）は、上の法務部が集計した就業開始申告の場合、約 5 万 4000 人、雇用部が集計した外国人人材の実態調査の場合、約 3 万人になる」（キム、チェ、Abe 2014: 70）。ここから、韓国の移民家事労働者は 1 万人以上 3 万人以下という推定値が導き出される。

韓国の移民家事労働者が少ない要因は、福祉国家の状態、労働市場、ジェンダー体制の特徴と密接な関連がある。韓国は新興発展国で、福祉に関して包摂的というより所得に応じた救済的傾向が強い。また階層化された男性生計扶養者モデルというジェンダーモデルの韓国では、高学歴女性の同学歴婚傾向が出産・育児期における女性の不就労という状態を創り、家事労働の需要を押しとどめたこと、一方低学歴・低所得層女性の就業率は、結婚後も特に変化がなかいかに、むしろ上がる傾向にあり、家事労働者を雇用する所得はないばかりか、自らが家事労働者となる供給過多状況を創りだしている（キム、チェ、Abe 2014: 77-78）。逆にみれば、結婚移民の増加を勘案すると、韓国の有償家事労働市場は世帯内分業によって需要を押しとどめている、あるいは家事労働を無償のままに押しとどめるジェンダーイデオロギーが強いと解釈できる。

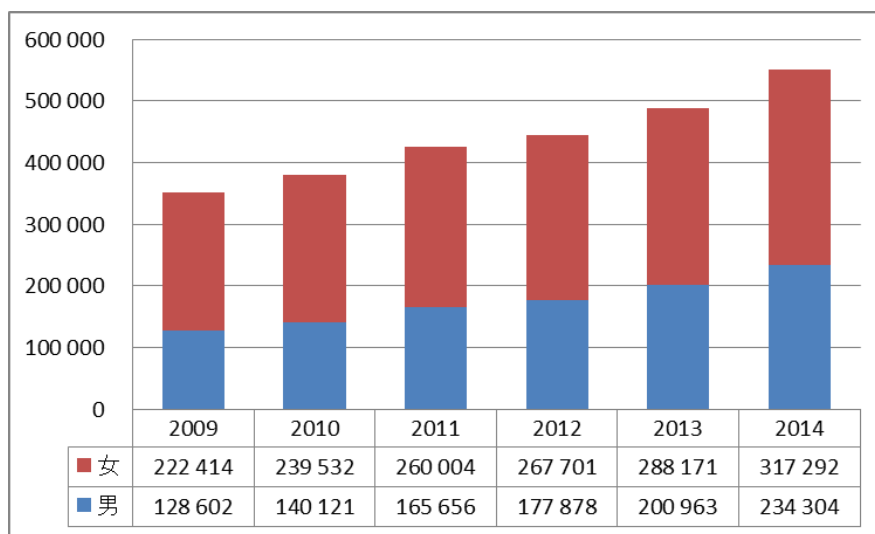
4-2. 台湾の移民家事労働者

台湾には家事労働が職業として存在し、海外からの移民家事労働者も多くいることで有

名である。2015年の外国人ケア労働者は219,000人でそのうち79%がインドネシア人と報じられている (Taipei Times Sun, Mar 15, 2015)。大野(2010)によれば、外国人ケア労働者は、「看護工 (caretaker)」と呼ばれる日本の看護業務を含まない介護労働者と、「家庭幫傭 (home helper/home maid)」と呼ばれる家事労働者がおり、高齢者施設や病院などの施設勤務の「養護機構看護工」と、家庭に住み込みの「家庭看護工」がおり、後者が圧倒的に多いという。在宅で雇用が可能なのは、看護工は原則的に重度の要介護者を抱える世帯家族に対し、家庭傭は、3歳以下の子供を3人以上抱える世帯などである (安里, 2005 : 7)。したがって、「家庭看護工」は高齢者・身体障害者介護、「家庭幫傭」は育児と別れているようだが、実際の労働として何をおもにしているかはわからない。また、統計上の職業分類では「家庭清潔工及幫工 (Domestic Cleaners and Helpers)」があり、ILOの家事労働者の定義から台湾の移民家事労働者は「家庭看護工」、「家庭幫傭」、「家庭清潔工及幫工」が該当するのではないかと思われる。

それでは、台湾の移民家事労働者は何人ぐらいいると推定されるのだろうか。「家庭清潔工及幫工」については外国人 (外籍) の統計が見つからないため、今回は「家庭看護工」、「家庭幫傭」のみで推計した。まず、図4から明らかなように、外国人労働者数は年次増加をたどり、特に女性の比率が高いことが特徴である。

図4 台湾の男女別外国人労働者数年次推移



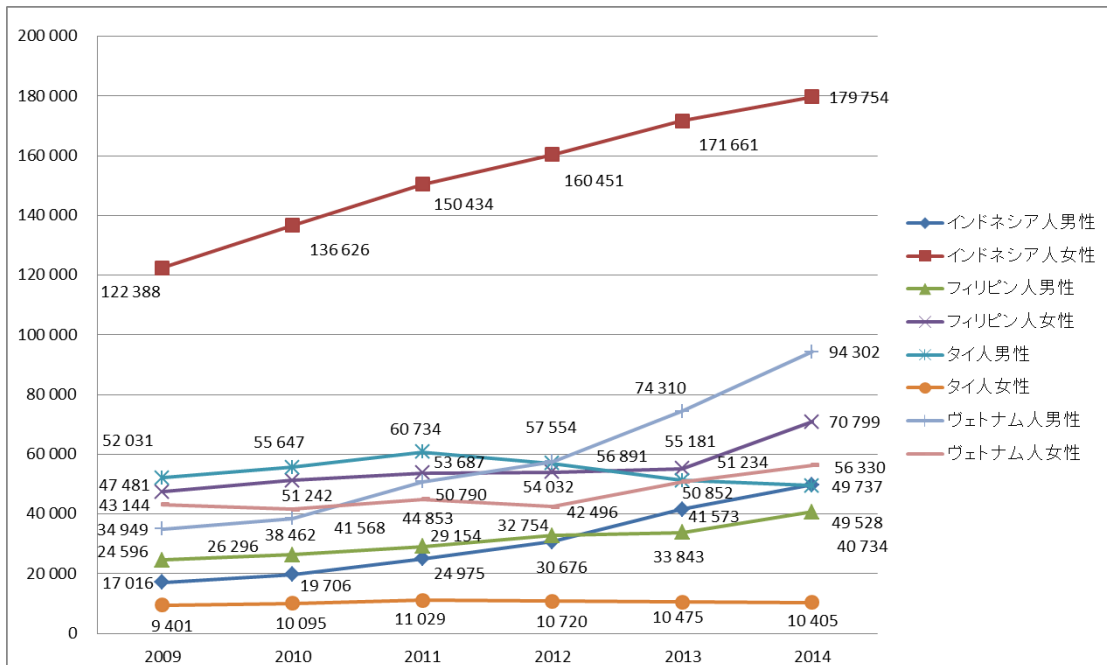
出典) 台湾労働部 就業與經濟 (表 1-7-3) より筆者作成

具体的に国籍男女別の外国人労働者の年次推移を示したものが図5になる。2009年から他と比べて多いのはインドネシア人女性であり、2012年から急激に多くなったのがヴェトナム人男性である。次いで、フィリピン人女性、ヴェトナム人女性となり、女性の外国人労働者の出身国が分かる。

次に生産業部門と福祉関連業部門の2区分での統計を示しているのが、図6になる。残念ながら、国籍別でわからないが、どの分野にしても多くなっており、生産部門の外国人労働者の増加数とヴェトナム人男性とフィリピン人の増加数は近似しており、福祉関連業

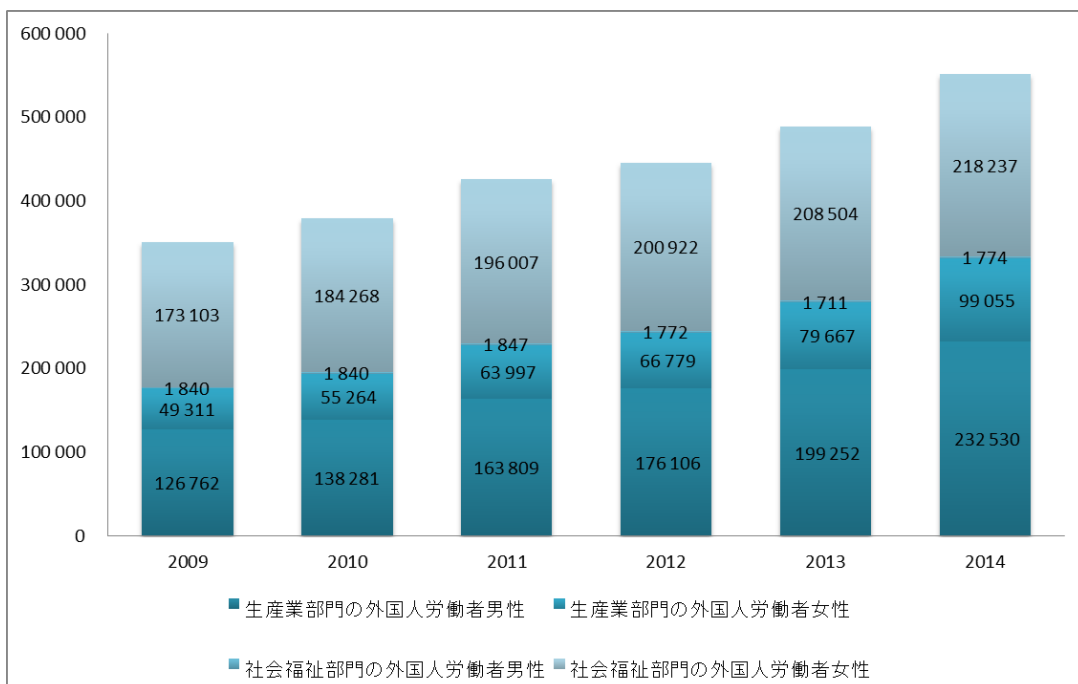
部門の増加はインドネシア人女性やフィリピン人女性の増加と相応しているのではないかとみることもできる。

図 5 台湾の国籍男女別外国人労働者数年次推移



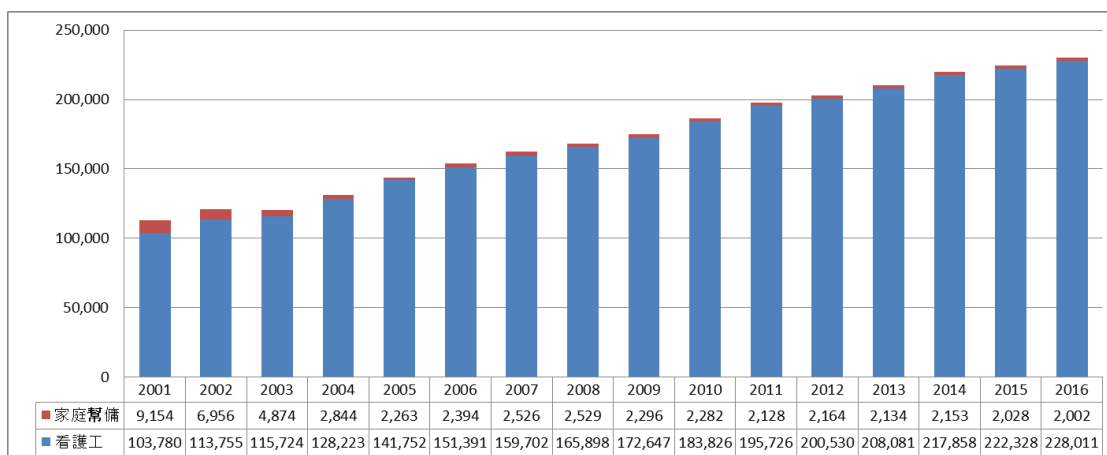
出典) 台湾労働部 就業與經濟 (表 1-7-3) より筆者作成

図 6 台湾の男女別分野別外国人労働者数年次推移



出典) 台湾労働部 就業與經濟 (表 1-7-3) より筆者作成

図 7 社会福祉分野別の外国人労働者



注) 2016年は6月末の値

出典) Workforce Development Agency, MOL.

図 7 は外国人の「看護工」、「家庭幫傭」の年次推移である。看護工には施設が含まれるため家事労働者の実数を割り出すことは困難であるが、ここから分かることは育児を業務とした「家庭幫傭」は減少し、介護を業務とした「看護工」が 2001 年より 2 倍以上になり、介護需要での外国人労働者雇用が顕著であるということだ。この統計から 20 万人は移民家事労働者がいると推定される。2351 万人という台湾の人口から考えると少なくない数であるとわかる。

2015年6月26日に出されたアメリカの人権に関する国別報告(USA Country Reports on Human Rights practices)によれば2015年の台湾にいる外国人労働者は517,187人で、そのほかに非正規の外国人労働者は43,772人いるのではないかという。そして、渡航の際の中間搾取や非常に低い賃金などを問題している。

2015年の聞き取り調査から台湾で家事労働者として働いた経験者の話を労働実態として記しておきたい。

Aさん(女性、1976年生まれ、ハイドゥン出身、中卒、一時的な不安定な職歴
 家族：夫1972年生まれ、1994年結婚。2人の息子1995年生まれ、2009年生まれ)

台湾への家事労働者としての渡航歴

1回目 2002年5月から2005年 台中 田舎

2回目 2005年2月から2009年2月 台中(同じところ)

パスポートの期限が切れたので、もう行きたくなくて更新しなかった。

動機 お金がたくさんほしかったから。就労先が近くにあまりなく、台湾に行くしかなかった。工場で働くのは台湾で家事労働するより安かった。本音は行きたくなかった、ここに仕事なかったから仕方なく行った。

渡航前研修 1か月間で中国語/台湾語を学び、特に専門知識の訓練はなく、就労後雇

用主などから料理を習う。

紹介者／仲介

親戚が仲介者を紹介。ハノイの仲介業者。紹介者を頼ったのは、今のようにインターネットで自分で調べるのが難しかったから。

送出機関に払ったお金は 1600 万ドン（7 万 5 千円弱）。仲介者へは会社が払った。それらは給与から保険、診断などととも 300 万—400 万ドン毎月引かれていた。食費や住宅費は住み込みで引かれなかった。このお金は自費で、借金はなかった。私は仲介業者から給与の天引きがあったが、友人と話すときあまり引かれない人もいた。契約 月 1 万 5 千ドン、500 ドルぐらい引かれて、1000 万ドンが手取り。ここから 1 年目は 300 万から 400 万ドン引かれて、残りはすべて家族に送った。雇用主から夫の口座に送金され、貯金したお金で家を買ったので、もう残りはない。日曜日にも働くと給与が上がる。残業代もあるが、医療費で引かれるので、大体手取りは 1000 万ドン

1 回契約が切れた時の戻る往復運賃は自費

雇用主と仕事内容

7 人家族 40-50 代の夫婦：夫 教員、妻銀行員、果樹園もやっている。

子供が 17 歳から 5 歳の 3 人

夫の両親 一人は健康だが、一人は片目が見えない。

仕事は朝 6 時に起きて、朝食の準備、掃除、洗濯、昼食・夕食の準備、夜中に起こされて視覚障害の親のトイレの介助、病院に行くときは別の台湾人も付添い 3 人で行く。

6 時に起きて 20 時ぐらいまで働きほぼ 12-13 時間労働。休み時間は昼に少し。夜はシャワーを浴びて寝る。

正月に家族がこの家に集まると 21 時ぐらいまで働かされる。だから正月に家族旅行に行ってくれると助かった。年間の休みはない。5 年間で休みはなかった。

子どもの世話はあまりしていない。

海外で就労中の家族

A さんの海外就労中に浮気をしたり遊んだので、夫婦仲は危機的で、帰国当初は大変だったとのこと。

1 名の事例からは明言することは避けたいが、工場労働につく人よりも学歴が低く、ほかに就く職業選択がないのではないかと思われた。また、A さんの滞在資格を聞き取れなかったが、いったん世帯内で就労することになると、家事、介護、育児など複数の業務を年間で定められた休みもないままさせられているとうかがえた。学歴のためかは定かではないが、契約、労働法等の知識も不十分なまま就労すると他の労働者との接触がほとんどない家事労働者の場合、不利な状況、危険な状態に置かれる危険性が高いと思われる。

4-3. 日本の移民家事労働者

第二次安倍政権において「日本再興戦略（改訂）2014 —未来への挑戦—」（2014/6/24）において「外国人人材の活用」が掲げられ、その中で「外国人家事支援人材」の「活用」

が策定された。「日本再興戦略（改訂）2014」の目的は日本の「稼ぐ力」を取り戻すことで、その手段は担い手を生み出す、つまり女性の活躍促進と働き方改革だとしている。その内容は（1）女性の更なる活躍促進、（2）働き方改革、そして（3）外国人材の活用となっており、「外国人家事支援人材」に関しては2016年から大阪、神奈川、東京の経済特区において導入される。

しかし、日本において家事労働者は労働者として認められておらず、実数把握は政策の前に行われていないことから、現状で存在しているということからではなく、「需要の掘り起し」あるいは「外国人高度人材誘致/産業創出のための環境整備」が実情であろうと思われる。

というのも、この「戦略」が出される前の、平成26年第3回経済財政諮問会議（2014年3月19日）第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議において、長谷川閑史（武田薬品工業株式会社代表取締役社長）は以下のように述べているからである。

総理も折に触れて述べられているとおり、既に労働人口減少社会に入っている日本にとって、諸外国と比べ十分に活用されていない女性の労働参加率アップが経済成長に不可欠であることは、論を俟たない。（中略）

育児・家事支援サービスの利用促進について、特に女性が社会で活躍するのに際して育児・家事サービスのニーズは高いわけであるが、サービスの品質を向上させつつ、普及を図る必要があると考えている。利用が進まない最大の要因は料金にあると思う。したがって、税制措置やバウチャー等で利用負担を軽減すべきことをぜひ御検討いただきたい。特に外国人エグゼクティブや日本人の高額所得者には非常に評価の高いフィリピン人等のいわゆるナニーのニーズも高いと思われる。現実に利用している方もいる。一定の条件を課した上で育児・家事支援での在留資格を与えること等も御検討いただきたい。

平成26年第3回経済財政諮問会議（2014年3月19日）
第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議 議事録

さらに、第12回貿易・投資等ワーキング・グループ（2014年4月22日）において在日米商工会議所（ACCJ）グローバル化・労働力多様化委員会委員長ブライアン・ノートン、ウィメン・イン・ビジネス委員会副委員長・福井も議事概要で以下のように述べている（引用文の太字、斜字体は筆者による）。

ACCJは外国経済団体なのですけれども、10年前ぐらい前は会員の中でアメリカ人が占める割合が40%以上でした。今はその割合が30%に下がり、日本を離れる外国人も多くなります。海外から日本に来る外国人の多くが基本的に30歳代、40歳代の人ではないかと思えます。そのグループの中には家族を伴って来る必要がある人が多くいる。その人達が日本に来るためにどういう協力が必要かという、外国人の家事労働者の協力が必要ではないかと思えます。

30歳代、40歳代で、配偶者がいるのであれば、夫婦合わせて700万円の所得を外国人家事労働者のビザのスポンサーになれる所得要件にすれば、外国人の家族または

日本の家族も外国人家事労働者を雇えるのではないかと思います。

(中略) シームレスサポート、これは日本語に訳しますと女性が就労するための家事・育児を継続的に支援するということです。一般的に、子どもが0～6歳とか小学校ぐらいになったら、もう女性が働くために支援が必要ないのではないかと思います。しかし、我々はそうは思っておりません。子どもは0～20歳まで、もし女性が本当に就労するならば、そこまで継続的にサポートをする必要があると思っています。そういう中で、今、ノートンが申し上げたとおり日本にはオプションが少な過ぎるので、そのオプションの1つとして、外国人の家事労働者、これは世界的にどこの国でもグローバルの世界ではそういうオプションがあります。

第12回 貿易・投資等ワーキング・グループ (2014年4月22日) 議事概要

日本で子育て世帯からの要望でなく、在日米国商工会議所からの提案という文脈も、厚生労働省からでなく経産省からということも、本来的な政策立案として国家の経済成長があるいは企業の利益が第一義であると読み取れる。実際、子育て世帯から出ている要望は「待機児童の解消」「長時間労働の改善」「学費の値下げ」である。

さらに、続けて以下のようにも発言がなされている。

家事使用人として特定活動の在留資格で在留中の外国人の方の数でございますが、昨年(2013年)6月30日現在で1,268人となっております、フィリピンの方が78.4%ということで8割近くを占める状況になってございます。

大学を卒業した女性たちが結婚して家事・育児をするために退職しているというのが現状で、皆様御存じだと思います。本来ならば、その女性たちは年収700万円ぐらいの賃金を受けられるような労働力の方たちです。夫が700万円稼いでいます、その女性も市場に戻れば700万円稼げます。合わせて世帯収入が1,400万円になります。1,400万円の年収がある家庭は、それなりの家事労働者に対する賃金を支払うことができます。そのときに、今オプションがありません。つまり、外国人の家事労働者で、英語ができて、子どもの教育もできるようなレベルの高い外国人家事労働者がいればいいなと思っている女性たちがいるにもかかわらず、日本にはそのオプションがない。

ある派遣会社が、日本で介護のプログラムを終了したインドネシアの方をインドネシアで採用して、日本の工場に派遣している。日本語は上手ですよ。介護福祉士のテストに合格できなかった人でも、日本語はできるし、日本の家でも評判は絶対にいいと思います。2つの言葉ができる人なら、すごく役に立つ。だから、その二段の見方として、どのような価値があるかという、少し高いレベルの外国人は絶対来ると思いますよ。**インドネシアとフィリピンの平均の年給は非常に低いので、日本の家のサポートの仕事でも魅力がある場合もあります。**

第12回 貿易・投資等ワーキング・グループ (2014年4月22日) 議事概要

「外国人家事労働者」は英語も話せて安価であると初めから決めつける言説には、移民家事労働者の置かれた労働搾取や就労状況や渡航に関する危険性など考慮しない態度が表

れている。

国家戦略特区における外国人家事労働者の契約と労働の問題点は多々ある。その法的枠組みと契約、実施の枠組みについては詳しくは以下の法、施行令、指針に書いてあり、フィリピン海外雇用庁（POEA）も正式に公示した。

- ①国家戦略特別区域法（平成 25 年 12 月 13 日法律第 107 号）
- ②国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年 3 月 28 日政令第 99 号）
- ③国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針
（平成 27 年 9 月 9 日 内閣総理大臣決定）
- ④国家戦略特別区域法第 16 条の 3 に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈（平成 27 年 11 月 12 日 内閣府・法務省・厚生労働省・経済産業省）

「外国人家事支援人材」が行う家事はほぼ IOL-C189 の定義する家事の範囲内であるが、特に④の解釈部分が重要であるので、ここに明記しておきたい。

1. 家事支援活動の内容及び範囲について（令第 15 条関係）

(1) 令第 15 条第 3 号に規定する「掃除」

床、水回り、炊事場の清掃のほか、家具等の清掃を含む。

(2) 令第 15 条第 5 号に規定する「児童の日常生活の世話及び必要な保護」

① 「児童の日常生活の世話及び必要な保護」

児童の送迎を含む。

② 「併せて実施される」

家事支援業務全体として見た場合、同条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる業務（以下「第 5 号以外の業務」という。）が主として行われており、同条第 5 号の業務は付随的に実施されることをいうものとし、同条第 5 号の業務のみが実施される場合や保育所等における保育の代替として実施されるようなものは、「併せて実施される」と解されないものであること。第 5 号以外の業務と同時に、又は同じ場所で行われていることに限るものではない。

(3) 令第 15 条第 6 号に規定する「家庭において日常生活を営むのに必要な行為」

裁縫、荷造り、郵便・宅配等荷物受取、寝具の整備、庭の手入れのほか、利用世帯において同条第 3 号に規定する掃除と一体的に提供される修繕サービスを含む。

(4) 要介護者等の高齢者等を含む家庭への家事支援サービスの提供

本制度は、家事支援活動を行う外国人を家事支援人材として受け入れるものであり、外国人家事支援人材が行うサービスについて、公的介護保険等の保険給付等を行うことは想定していない。

また、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止等に資するために行う、入浴、排せつ、食事等の身体介護を提供する行為は、ここにいう家事支援活動には含まれない。

一方、要介護者等の高齢者等を含む家庭において、**要介護者等やその家族に対し家事支援活動を提供することはできる。その際、要介護者等の付き添いや手伝い、例えば、食卓への利用者の移動の手助け、買物など外出時の付き添いやそれに伴う衣**

服の準備及び着替えの手伝いのような業務も、通常は、家事支援活動に含まれる。

国家戦略特別区域法第 16 条の 3 に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈（平成 27 年 11 月 12 日 内閣府・法務省・厚生労働省・経済産業省）

最後に問題と課題を述べておきたい。外国人家事労働者は企業に雇われ、企業と世帯が家事に関する契約を結ぶ請負型の労働を行うため、外国人家事労働者は労働者である。しかし、世帯の人から直接指示を受けない家事労働がどこまで可能なのか、個人家庭という第三者が監視し不可能な環境でどこまで安全で契約通りの労働が守られるのかわからない。また、第三者協議会のチェック・監視機能は NGO や労働組合といった本来的な第三者が入っておらず、機能するかどうか不明瞭である。第三に渡航前に契約書を交わしているのか、十分に説明されるのか、渡航前の研修費用、渡航費は誰がどのように負担し、どこで支払われるのかまだ明らかではない。第四に「指針」は法律と異なるため改定が比較的簡単という不安定な枠組みで行われ、なし崩しが起きかねないことが挙げられる。そして最後に、介護保険における「生活援助」は適用外になり、ここに外国人家事労働者が働かされるスキームがあるのではないかという点である。

NGO 移民労働者と連帯する会とアジア女性資料センターは「国家戦略特区で家事労働者として働く人のためのチェックリスト」(Check List for Foreign Domestic Workers in Japan) を作成し、ホームページに載せている。渡航前のフィリピン人や現地の NGO、日本で家事労働者として働いている人々と多層的に連携し、日本が ILO-C189 に批准するあるいは日本の家事労働者が労働者として認められ、労働法等の適応対象なるよう継続的な運動と政府への要請が必要である。

謝辞 韓国語のキム・ヨンスン、チェ・ソンウン、Margarita Estévez-Abe 論文、シン・ドンユン論文は、恵泉女学園大学の卒業生で現韓国語大学大学院/情報・記録学科修士課程 2 年の功刀恵那さんによって日本語訳をしていただき、それを使用した。韓国における家事労働者関連の先行研究リスト作成ならびに細かな翻訳作業に感謝を記しておきたい。

注

- ¹ 採択の経緯と家事労働者条約の意義について、詳しくは伊藤（2015）を参照。
- ² ILO 日本は、household を「家庭」と訳出しているが、国勢調査、社会学の定義上、household は「世帯」と訳す方が適切と考える。この場合の「世帯」は「住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者」（総務省統計局）である。
- ³ 国内を移動する家事労働者も多く存在するため、本稿では「家事労働者」を国内で移動した同国出身者、「移民家事労働者」を出身国とは異なる国で家事労働に従事している人々を表す。
- ⁴ アラブ諸国には Bahrain, Iraq, Jordan, Kuwait, Lebanon, Occupied Palestinian, Territory, Oman, Qatar, Saudi Arabia, Syrian Arab Rep., United Arab Emirates, Yemen の 12 カ国が含まれる。「中東」「湾岸諸国」というカテゴリー名称を使わないことが ILO の立ち位置を示しているともいえる。

-
- ⁵ ILO は 179 カ国を低所得 (Low income) 30 カ国、低所得 (Lower-middle income) 44 カ国、高中所得 (Upper-middle income) 44 カ国、高所得 (High income) 58 カ国に分け、高所得国に以下の国を想定している。Argentina, Australia, Austria, Bahamas, Bahrain, Barbados, Belgium, Brunei Darussalam, Canada, Chile, Croatia, Cyprus, Czech Rep., Denmark, Equatorial Guinea, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hong Kong, China, Hungary, Iceland, Ireland, Israel, Italy, Japan, Korea, Rep., Kuwait, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Macau, China, Malta, Martinique, Netherlands, New Zealand, Norway, Oman, Poland, Portugal, Puerto Rico, Qatar, Réunion, Russian Federation, Saudi Arabia, Singapore, Slovakia, Slovenia, Spain, Sweden, Switzerland, Trinidad and Tobago, United Arab Emirates, United Kingdom, United States, Uruguay, Venezuela, Bolivarian Rep.。高所得国とは人口一人当たりの GNI が \$12,616 以上のと世界銀行は定義しているが、ILO は 179 カ国の全体のバランスとして上位 3 分の 1 程度に分散させている。
- ⁶ 中国の国内移住家事労働者については大橋 (2011) を参照。
- ⁷ フィリピンの移民家事労働者については研究の蓄積が比較的厚い。なかでも小ヶ谷(2016)、長坂はフィリピン人海外就労についてフィリピン政府の政策の歴史、NGO の活動、移民当事者への調査などを交え、移民家事労働者研究において様々な示唆を与えてくれる。
- ⁸ 科学研究費補助金基盤研究 (A) 海外学術調査「移住家事労働者と ILO189 号条約一組織化・権利保障・トランスナショナルな連帯」(研究代表者・一橋大学・伊藤るり) の 2015 年 8 月 29 日-9 月 6 日にハノイで行った聞き取り調査をもとにしている。通訳兼調査補助をジャーナリストの巢内尚子氏に依頼して主だった調査である。

参考文献・電子情報

安里和晃、2005、「介護労働市場の形成における外国人家事・介護労働者の位置づけ—台湾における事例から」『龍谷大学経済学論集』44 巻 5 号、pp.1-29.

Castles, Stephen., Hein de Haas and Mark J. Miller S., 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*, 4th edition, Palgrave Macmillan(=2011、関根政美・関根 薫 監訳『国際移民の時代〔第 4 版〕』名古屋大学出版会)

ILO 「家事労働者の適切な仕事に関する条約 (第百八十九号)」

[http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/normativeinstrument/wcms_240004.pdf]

ILO, 2013, *Domestic workers across the world: Global and regional statistics and the extent of legal protection*, Geneva.

[http://www.ilo.org/travail/Whatsnew/WCMS_173363/lang-en/index.htm]

ILO, 2015, ILO global estimates on migrant workers: Results and methodology Special focus on migrant domestic workers

[http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms_436343.pdf]

伊藤るり・足立真理子、2008 『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉—再生産領域のグローバル化—』作品社

伊藤るり、2015 「ILO 家事労働者条約の意義と課題—すべての家事労働者のための包括的権利保障に向けて」『もっと知りたい！外国人家事労働者のこと—大阪特区から始まる？規制緩和』2015 年 5 月 23 日、ドーンセンター

経済産業省・家事支援サービス推進協議会,2015,「家事支援サービスの品質確保
の在り方について (概要)」

[<http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150129001/20150129001-A.pdf>]

平成 26 年第 3 回経済財政諮問会議 (2014 年 3 月 19 日) 第 1 回経済財政諮問会議・産
業競争力会議合同会議

[<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0319/gijiyoushi.pdf>]

김영순, 최성은, Margarita Estévez-Abe 2014 「한국의 가사노동자 규모와 그 의미:
노동시장 및 젠더체제 특징과 관련하여」『사회과학논집』 제 45 집 1 호, 2014 년,
pp.59-82 (=2014、キム・ヨンスン、チェ・ソンウン、Margarita Estévez-Abe 「韓国
における家事労働者の規模とその意味：労働市場およびジェンダー体制の特徴と関連
して」『社会科学論集』第 45 集 1 号、功刀恵那訳、pp.59-82）.

長坂格、2009 『国境を越えるフィリピン村人の民族誌』明石書店

内閣府「第 12 回 貿易・投資等ワーキング・グループ (2014 年 4 月 22 日) 議事概要」

[<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg2/boeki/140422/summary0422.pdf>]

落合恵美子・赤枝香奈子 編、2012 『アジア女性と親密性の労働』京都大学大学出版会

小ヶ谷千穂、2016 『移動を生きる——フィリピン移住女性と複数のモビリティ』有信堂高
文社

大橋史恵、2011 『現代中国の移住家事労働者-農村-都市関係と再生産労働のジェンダー・ポ
リティクス』御茶の水書房

大野俊、2010 「岐路に立つ台湾の外国人介護労働者受け入れ：高齢者介護の市場化と人権
擁護の狭間で」『九州大学アジア総合政策センター紀要』5 号、九州大学アジア総合政
策センター、pp. 69-83.

Sassen, Saskia, 1998, *Globalization and its Discontents*, The New Press(=2004、田淵太
一・尹春志・原田太津男訳『グローバル空間の政治経済学——都市・移民・情報化』
岩波書店)「

佐藤誠編、2010 『越境するケア労働—日本・アジア・アフリカ』日本経済評論社

신동윤 2013 「가사사용인의 권익보호에 관한 한국과 ILO 의 태도 - 가사노동자들 협약
제 189 호를 중심으로」『법학논고』제 44 집, 2013 년 11 월, pp.387-408(=2013、シン・
ドンユン「家事使用人の権益保護に関する韓国と ILO の態度 - 家事労働者協約第 189
号を中心に」『法学論考』第 44 集、功刀恵那訳、2013 年 11 月、pp.387-408).

Taipei Times Sun, Mar 15, 2015

[<http://www.taipeitimes.com/News/taiwan/archives/2015/03/15/2003613604>]

塚田 典子編、2010 『介護現場の外国人労働者—日本のケア現場はどう変わるのか—』明石
書店

上野加代子、2011 『国境を越えるアジアの家事労働者—女性たちの生活戦略』世界思想社